

和歌山県 資料提供

令和6年8月30日

(仮称)新白馬風力発電事業に係る環境影響評価方法書について 経済産業大臣に対する知事意見を述べました

令和6年3月28日付けでJR東日本エネルギー開発株式会社から送付された(仮称)新白馬風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定により、環境の保全の見地からの意見(知事意見)を別添のとおり経済産業大臣に対して述べましたので、お知らせします。

【事業の概要】

事業の名称	(仮称)新白馬風力発電事業
事業者	JR東日本エネルギー開発株式会社 代表取締役社長 松本 義弘 東京都千代田区神田須田町1-25 JR神田万世橋ビル15階
事業の内容	風力(陸上)
対象事業実施区域	御坊市、広川町、日高町及び日高川町
事業の規模	風力発電所出力: 最大60,000kW 風力発電機の基数: 3,000kW~4,300kW程度※を14基~17基 ※単機出力が総発電出力最大60,000kWを下回るよう出力制限する。

(連絡先)

環境生活部 環境政策局 環境管理課 企画指導班
担当: 東山、野中
電話: 073-441-2688
内線: 2682

(参考) 環境影響評価(環境アセスメント) 制度について

環境影響評価制度は、法令で定める大規模事業を行うに当たり、事業が及ぼす環境影響を事業者自らが調査、予測、評価し、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを反映して環境影響の回避・低減を図る制度です。

環境影響評価法の手続きは、大きく分けて配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書の5段階があり、今回は方法書の手続きです。

図書	内容
配慮書	事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめたもの
方法書 【今回】	どのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画を示したもの
事業者による調査・予測・評価(以下、「調査等」という。)の実施	
準備書	調査等を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたもの
評価書	事業者が準備書に対する環境保全の見地からの意見を有する者、都道府県知事等からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正したもの
個別法の許認可等での審査・事業の実施	
報告書	工事中に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況について、工事終了後にまとめたもの